

# 林業用苗木移入等の適正な取扱と 早生樹造林の推進について

- ①移出入苗について（p1～p5）
- ②特定母樹について（p6～p10）

## ①移出入苗について

大分県造林事業実施要領の運用

制定 平成14年4月1日  
 最終改正 令和5年4月6日 森整第72号  
 大分県農林水産部森林整備室長通知

以下抜粋

6 補助金の交付関係事務に関する特記事項

(3) 補助金交付申請書の作成及び提出について

オ(ク) 要領第1の事業内容にある人工造林、樹下植栽等及び花粉発生源植替えにより植栽された種苗については、大分県林業用種苗取扱要領(平成23年4月1日制定)第11の第1項の大分県林業用種苗生産需給調書の写し又は同取扱要領第12の第1項の種苗移入承認申請書又は許可通知書の写し

(9) その他

ア 補助対象となる種苗等については、次に掲げるものとする。

(ア) 県の需給計画に搭載されたものあつては、別に定める規格以上を有するもの。

● 林業種苗法(昭和45年法律第89条)の適用を受けるものについては、林業種苗法第18条第1項又は第2項の表示票若しくは書面が添付・交付された山行苗又は種穂等または、造林者が優秀な母樹から採取した種苗を用い、自家造林に使用するために自家養成した山行苗等

● 林業種苗法の適用を受けないものについては、優良な母樹から採取した採穂を用い、養成された山行苗等

(イ) 県の需給計画に搭載されていないものあつては、優良な母樹から採取した採穂を用い養成された山行苗等で上記(ア)の規格に準ずるもの。

令和5年度 林業用苗木の規格

樹種	規格	根元径 (mm)	地上長 (cm)
ミズギ	1	8.0	15~70
	2	8.0	35~65
普通挿しスギ		7.0	40~70
挿しスギ	推奨苗	7.0	40~70
	特定母樹・エリートツリー		
ヒノキ	2	7.0	45~70
	3	5.5	35~60
アカマツ・クロマツ	1	8.0	55上
	2	8.0	30~55
クスギ	1	7.0	25~50
	2	10.0	35上
ケヤキ	1	9.0	60上
	2	7.0	50上
コウヨウザン	1	5.0	60上
	2	8.0	100上
コンテナ苗	スギ	5.5	35~70
	ヒノキ	5.0	35~60
	コウヨウザン	4.0	30~50

1) クスギ、ケヤキの2年生は、床幹えしてあること。  
 2) 掘取りは、原則として1月以降とし、これ以前に行う場合は、事前に協議すること。  
 3) 生産者及び造林者とも束飯袖をしないこと。  
 4) 1梱包の本数は、下表とおりとし、1束当り本数は25本とする。  
 下表以外の苗については適宜とする。

樹種	規格	号	梱包本数
ミズギ	2	1	150
		2	200
挿しスギ			250
ヒノキ	2	1	200
		2	300
クスギ	1	1	150
		2	200

5) 出荷及び配布にあたっては、梱包ごとに法定の表示票を添付すること。  
 6) コンテナ苗の規格の詳細については、別紙に定めるとおりとする。  
 7) コンテナ苗に関しては自立できる苗で形状比120以下  
 ※コンテナ苗の種類:MC、Mスター、BCC、NPP、BB、PP

別紙

令和5年度林業用コンテナ苗木の規格

(1) コンテナ苗の規格について  
 下表のとおりとする

樹種	規格		備考
	苗長 (cm)	根元径 (mm)	
すぎ	35~70	5.5上	苗長が65~70cmの場合は根元径が6mm上であること
ひのき	35~60	5.0上	
こうようざん	30~50	4.0上	

(2) 育苗期間について  
 鉢上げ後、2年以内とする

(3) 根はりについて  
 根鉢全体に根がまわっており、壊れにくいこと(現場着の段階で用土が崩れていないこと)

良い例: ①根鉢全体に根がまわっている 悪い例: ②根鉢全体に根がまわっていない



(4) コンテナ容器の容量について  
 容量に関わらず、(1)の規格を使用することとする

(5) コンテナ容器の種類について  
 マルチキャピティコンテナ、生分解性ポット(BB・PP※)、Mスターコンテナ、BCCコンテナの4種類とする  
 ※PP(ペーパーポット): 生分解性の山行き苗木用に作られたペーパーポットに限る。

大分県林業用種苗取扱要領

制定 平成23年4月 1日  
 改正 平成26年5月26日  
 改正 平成28年4月 1日  
 改正 令和2年4月 1日  
 改正 令和4年5月11日  
 改正 令和5年5月15日

以下抜粋

第11 山行苗の需給

- 1 県振興局長は、森林組合等に照会し管内苗木需給調書（第15号様式）を作成し、10月20日までに森林整備室長へ報告する。森林整備室長は、これを取りまとめ大分県林業用種苗生産需給連絡協議会（以下「協議会」という。）に提供する。
- 2 協議会は、これをもとに翌春の苗木需給計画を決定する。
- 3 翌年度に実施する種苗の生産計画は、協議会において、協議会員の生産分担を決定するものとする。
- 4 **知事は、下記事項に該当する苗木を県計画苗とする。**  
 ただし、諸般の条件により需給に過不足を生じた場合は、県及び協議会において県需給苗として不足苗の確保に努める。  
 (1) 前項の規定により計画生産された山行苗  
 (2) 苗協組合員以外で法第10条第1項に規定する生産事業者登録を受けた生産事業者が生産し、苗実態調査を受けている山行苗（ただし第10の経営体区分による苗木に限る。）  
 (3) 第9の2項に定める自家用に生産された山行苗
- 5 山行苗の梱包及び出荷に当たっては、系統区分を明確にし、表示票の添付について適正に実施する。

第12 種苗の県外への移出入

- 1 種苗を県外に移出しようとする者は、種苗移出承認申請書（第16号様式）を、種苗を県外から移入しようとする者は、種苗移入承認申請書（第17号様式）を、事前に知事に提出しなければならない。
- 2 県振興局長は、前項の申請書を取りまとめ意見書を付して、すみやかに森林整備室長に進達する。
- 3 知事は、需給状況等を勘案し、申請者に遅滞なく承認の可否を通知する（第18号様式）。
- 4 前項により承認された結果は、移出入先の県知事に通知する（第19号様式）。

第16号様式

**種苗移出承認申請書**

大分県知事 殿

年 月 日

住所  
氏名  
(法人にあってはその名称及び代表者名)

下記のとおり、移出したいので承認願います。

移出先	移出先	移出先	移出先	移出先	移出先	移出先	
姓	名	苗株手定数	生苗在庫所在地	樹種	苗合規格	数量	備考

(申請者宛)  
 ※県内産林用種苗が不足している場合は、承認できないことがあります。  
 ※承認の結果が特定の期日までに必要な場合は、理由欄にその旨記載すること。

第17号様式

**種苗移入承認申請書**

大分県知事 殿

年 月 日

住所  
氏名  
(法人にあってはその名称及び代表者名)

下記のとおり、移入したいので承認願います。

移入先	移入先	移入先	移入先	移入先	移入先	移入先	
姓	名	苗株手定数	利用苗圃又は造林予定地	樹種	苗合規格	数量	備考

(申請者宛)  
 ※県内産林用種苗に余裕がある場合に、承認できないことがあります。  
 ※承認の結果が特定の期日までに必要な場合は、理由欄にその旨記載すること。

ホームページにもあります！

URL:  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16220/rinngyou-syubyou.html>

QRコード:

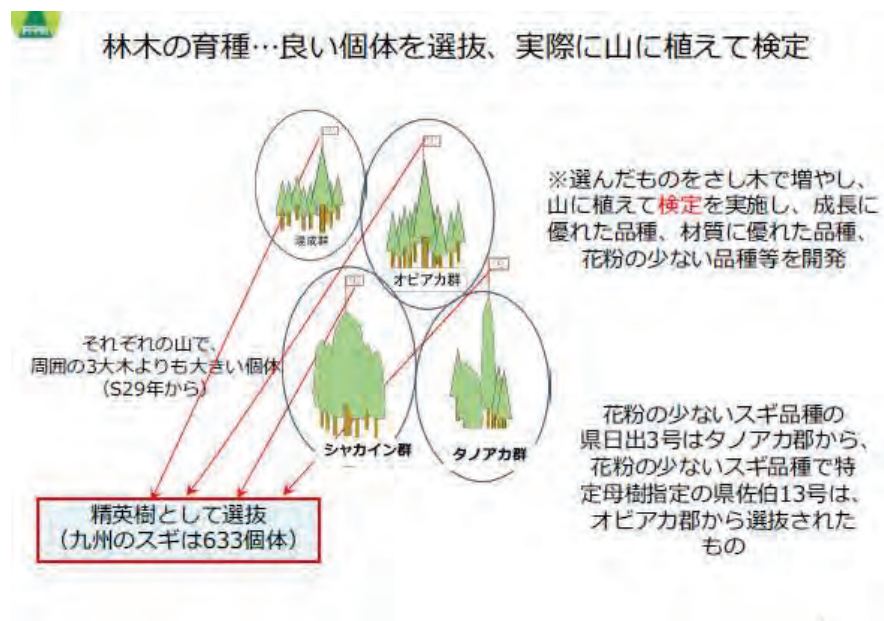


## ②特定母樹について

-6-

### (1) 精英樹

すでに山に植栽された木の中で、  
成長や材積が特に優れ病虫害にかかっていない木



-7-

## (2) エリートツリー

- ・成長に優れた品種を、国立研究開発法人林木育種センターが認定

各地の山で選抜されたスギ（精英樹）のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの（平成28年度末スギエリートツリー156系統）



2年半で3m10cmとなった特定母樹  
(九育2-186；植栽時35cm)

成長量 : 在来系統の概ね1.5倍  
材の剛性 : 著しい欠点がない  
材の通直性 : 著しい欠点がない  
雄花着花性 : 着花量が多くない

## (3) 特定母樹

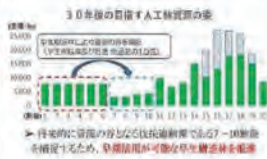
特に成長に優れた品種を農林水産大臣が指定

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法  
(平成25年5月改正)」

- ・成長量…在来系統の単木材積の概ね1.5倍
- ・剛性…環境・林齢が同様の林分の個体の平均値よりも優れている
- ・通直性…曲がりがあったくないか、  
若しくは曲がりがあっても採材に支障がない
- ・雄花着花性…1.0～5.0評価で3.4以下(数字が小さいほど良い)

# 育林コストの低減・二酸化炭素吸収量の向上 早生樹等造林に取り組みましょう

将来における伐採適齢期森林の減少に対応するため、早期に活用が見込めるコウヨウザンやスギ特定母樹等の造林を推進しています



これらの早生樹等を造林することで、育林コストの低減や回収期間の短縮とともに、二酸化炭素吸収量の向上も期待されています



農林水産省の「みどりの食料システム戦略」において、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すという目標が設定されています。大分県においても、成長に優れた苗木の活用をすすめており、2030年までに5割、2050年までに9割以上を目指すとしています

## コウヨウザン

<コウヨウザンとは>

- ・早期収穫(30年程度)が可能です
- ・萌芽更新が可能のため、再造林コストの削減や林地の継続的な保全が期待できます
- ・曲げヤング係数がスギとヒノキの中間程度の試験結果、構造材としても期待できます
- ・木理が通直で、材の乾燥や加工も容易です
- ・耐久性や対虫性に優れ、特にシロアリに強く構造材としての利用も期待できます



## スギ特定母樹

エリートツリー等のうち、成長、材質、雄花着花性等の基準を満たすものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定したものです

<特定母樹の指定基準>

- 成長量は、在来の系統と比較して1.5倍以上の材積
- 材の剛性は、同様の林分の個体の平均値と比較して優れている材の通直性は、曲がりがあったも採材に支障がない
- 花粉の量が一般的なスギのおおむね半分以下

現在、九州には39種類の特定母樹があり、上記基準のほか、特徴として、「①花粉症対策品種(少花粉・低花粉)」、「②初期成長に優れる」、「③幹材積が大きい」などが示されています。これらも参考にしながら、地域にあった品種を選びましょう



## 各種支援策

スギ特定母樹やコウヨウザン造林にあたっては、造林補助が活用できます。

詳しくは以下までお問い合わせください。

大分県森林整備室造林間伐班 各振興局農山(漁)村振興部林業・木材・椎茸班